

## 目次

## 第一章 総則（第一条～第三条）

## 第二節 裁判所

第一款 日本の裁判所の管轄権（第三条の二～第三条の五）

第二款 管轄（第四条～第八条）

第三款 参与員（第九条～第十二条）

第四款 当事者（第十二条～第十五条）

第五款 訴訟費用（第十六条）

第六款 訴訟手続（第十六条の二～第二十七条）

第七款 补則（第二十八条～第三十条）

## 第二章 婚姻関係訴訟の特例

## 第一節 管轄（第三十一条）

第二節 附帯処分等（第三十二条～第三十六条）

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十七条）

第四節 履行の確保（第三十八条～第四十条）

第五節 実親子関係訴訟の特例（第四十一条～第四十五条）

第六節 養子縁組関係訴訟の特例（第四十六条）

## 附則

## 第一章 総則

## 第二節 通則

## (趣旨)

第一条 この法律は、人事訴訟に関する手続について、民事訴訟法（平成八年法律第二百九号）の特例等を定めるものとする。

## (定義)

第二条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫁出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

（最高裁判所規則）

第三条 この法律に定めるもののほか、人事訴訟に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第二節 裁判所

第一款 日本の裁判所の管轄権

（人事に関する訴えの管轄）

第三条の二 人事に関する訴えは、次の各号のいずれかに該当するときは、日本の裁判所に提起することができる。

一 身分関係の当事者の一方に対する訴えであつて、当該当事者の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 身分関係の当事者の双方に対する訴えであつて、その一方又は双方の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

三 身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

四 身分関係の当事者の双方が死亡し、その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

五 身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有するとき（その一方又は双方がその死亡の時に日本国内に住所を有していたときを含む）。

六 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、当該身分関係の当事者が最後の共通の住所を日本国内に有していたとき。

七 日本国に住所がある身分関係の当事者の一方からの訴えであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある国においてされた当該訴えに係る身分関係と同一の身分関係についての訴えに係る確定した判決が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することなる特別の事情があると認められるとき。

（関連請求の併合による管轄権）

第三条の三 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求（当該人事訴訟における当事者の一方から他の一方に対するものに限る。）とをする場合においては、日本の裁判所が当該人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときにより、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。

（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）

第三条の四 裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判及び同

2 条第三項の親権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

裁判所は、日本の裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えについて管轄権を有する場合において、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第三条の十二各号のいづれかに該当するときは、第三十二条第一項の財産の分与に関する処分についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

（特別の事情による訴えの却下）

第三条の五 裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地、当該訴えに係る身分関係の当事者の成年に達しない子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。

（人事に関する訴えの管轄）

第四条 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

2 前項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

（併合請求における管轄）

第五条 数人からの又は数人に対する訴えで数個の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合には、前条の規定にかかわらず、同条の規定により一の請求について管轄権を有する家庭裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、民事訴訟法第三十八条前段に定める場合に限る。

（調停事件が係属していた家庭裁判所の自序処理）

第六条 家庭裁判所は、人事訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合においても、当該人事訴訟に係る事件について家事事件手続法第二百五十七条规定にかかわらず、同条の規定により申し立てられた調停に係る事件がその家庭裁判所に係属していたときであつて、調停の経過、当事者の意見

その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、民事訴訟法第十六条第一項の規定にかかるわらず、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

**第七条** 家庭裁判所は、人事訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該人事訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(関連請求に係る訴訟の移送)

**第八条** 家庭裁判所に係属する人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求に係る訴訟の係属する第一審裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより、当該訴訟をその家庭裁判所に移送することができる。この場合においては、その移送を受けた家庭裁判所は、当該損害の賠償に関する請求に係る訴訟について自ら審理及び裁判をすることができる。

2 前項の規定により移送を受けた家庭裁判所は、同項の人事訴訟に係る事件及びその移送に係る損害の賠償に関する請求に係る事件について口頭弁論の併合を命じなければならない。

### 第三款 参与員

(参与員) 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせて事件につきその意見を聞くことができる。

2 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。

3 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(参与員の除斥及び忌避) 第九条

所規則で定める。

5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(参与員の除斥及び忌避) 第十条

民事訴訟法第二十三条规定は、参与員について準用する。

2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

(秘密漏示に対する制裁)

第十一條 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(被告適格) 第三節 当事者

第十二条 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。

2 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。

3 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がないときは、検察官を被告とする。

(人事訴訟における訴訟能力等)

**第十三条** 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟法第三十一条及び第三十二条第一項(同法第四十条第四項において準用する場合を含む)及び第二項の規定は、適用しない。

2 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができます。

3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。

**第十四条** 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合には、成年後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。

(利害関係人の訴訟参加)

第十五条 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならぬ。

3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。

4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで(同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。)の規定を準用する。

5 裁判所は、第一項の決定を取り消すことができる。

### 第四節 訴訟費用

第十六条 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条规定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。

2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前条第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

### 第五節 訴訟手続

#### (期日の呼出し)

第十六条の二 人事訴訟に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。

2 出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する期日の告知以外の方法による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十六条の三 人事訴訟に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十六条の四 人事訴訟に関する手続における申立てその他の申立て(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判

所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）  
用いてすることができる。

前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載すること）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項

二百四十四条の規定並びに同法第百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条规定から第二百六十七条の二までの規定は、適用しない。

(職権探知)

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならぬ。

(当事者本人の出頭命令等)

第二十一条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。民事訴訟法第二百九十二条から第二百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

第一項の規定によりされた申立て等に係る民事訴訟法第九十一条第一項又は第三項の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の差達又は交付も、同様とする。

## (関連請求の併合等)

人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求

求と/orは、民事訴訟法第一百三十六條の規定にかかるらず、一の調べですることができます。この場合

においては、当該人事調査に係る請求について管轄権を有する家庭裁判所は、当該損害の賠償に

人事評議會に於ける議論は、して、自ら審議及て表章をすることができる。人事評議會に於ける事長によつて、上記の員をもつて、音賞に屬する書類を目次レシードルに示す。

えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の系属する家庭裁判所にも提起することがあります。

できる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害の賠償

に関する請求に係る事件について準用する。

(訴えの変更及び反訴)

**第十八条** 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第一百四十三条第一項及び第四項、第一百四十九条第一項の規定を準用する。但し、前項の規定によつて、被請求人が争うべき事実が、被請求人の故意によるものであることを認めたときは、その事実を認めたものとみなす。

十六条第一項並びに第三百条の規定にかかるわらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るま

原告は、請求又は請求の原因を変更することができ、被告は、反訴を提起することができ

日本の裁判所は審査の立場に立つての事実公認の請求を許す場合によく、易々

日本の表半円が語習の發達によつて極更進む。又更進む人事評議會に於ける語習は、常に「語習」として皆事務局の「身分關係」を有する事である。

ついでに、この形態又は存否の確認を目的とするとき、限り、前項の規定によれば、請求を変更すること

ができます。開拓の不確実性を考慮した場合、開拓の非効率性

日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合には、

被告は、それぞれ當該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができ

人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形

成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二人事調査に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求既に日本の裁判所は多くこの類の請求を認めた。

(民事訴訟)は、訴訟人が訴訟の事実を証明する場合

第二項、第二百七條第二項、第二百八條、第二百二十四條、第一百二十九條第四項及以

二百四十四条の規定並びに同法第百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

2 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条规定から第二百六十七条の二までの規定は、適用しない。

(職権探知)

**第二十条** 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをすることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならぬ。

(当事者本人の出頭命令等)

**第二十一条** 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができる。民事訴訟法第九百九十二条から第九百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

(当事者尋問等の公開停止)

**第二十二条** 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人(以下この項及び次項において「当事者等」という)又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができないと認めるとときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならない。

裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

(検察官の関与)

**第二十三条** 人事訴訟においては、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、必要があると認めるときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

2 検察官は、前項の規定により期日に立ち会う場合には、事實を主張し、又は証拠の申出をすることができる。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

**第二十四条** 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に對してもその効力を有する。

2 民法第七百三十二条の規定に違反したことを理由として婚姻の取消しの請求がされた場合におけるその請求を棄却した確定判決は、前婚の配偶者に對しては、前項の規定にかかわらず、その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加したときに限り、その効力を有する。

(判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止)

**第二十五条** 人事訴訟の判決(訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。)が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することもできない。

(訴訟手続の中止及び受継)

- 第二十六条 第十二条第二項の規定により人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の一方を被告として訴訟を追行する。この場合においては、民事訴訟法第百二十四条第一項第一号の規定は、適用しない。
- 2 第十二条第一項又は第二項の場合において、被告がいずれも死亡したときは、検察官を被告として訴訟を追行する。
- (当事者の死亡による人事訴訟の終了)

第二十七条 人事訴訟の係属中に原告が死亡した場合には、特別の定めがある場合を除き、当該人訴訟は、当然に終了する。

- 2 離婚、嫡出否認(父を被告とする場合を除く。)又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、前条第二項の規定にかかわらず、当然に終了する。

#### 第六節 補則

(利害関係人にに対する訴訟係属の通知)

- 第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合における利害関係人であつて、父が死亡した後に認知の訴えが提起された場合におけるその子その他の相当と認められるものとして最高裁判所規則で定めるものに対し、訴訟が係属したことを通知するものとする。ただし、訴訟記録上その利害関係人の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第三条の二から第三条の十まで、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条第三項の規定は、適用しない。

- 2 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第一項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十一条第三項、第一百八十五条第三項、第一百五十五条第二項、第一百二十七条第二項、第一百三十二条の二、第一百五十三条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

- 3 人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。  
(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)第十二条第一項の規定にかかわらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

- 2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とは、一の訴えでできる場合には、当該損害の賠償に関する請求に係る保全命令の申立ては、仮に差し押さえるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

#### 第二章 婚姻關係訴訟の特例

##### 第一節 管轄

- 第三十一条 家庭裁判所は、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合には、当該訴えに係る訴訟についての第六条及び第七条の規定の適用に當たつては、その子の住所又は居所を考慮しなければならない。

(附帯処分についての裁判等)

- 第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に對して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八条の二第二項の規定による処分(以下「附帯処分」と総称する。)についての裁判をしなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

- 3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親権者の指定についての裁判をする場合について準用する。
- 4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに當たつては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聽かなければならない。

##### (事実の調査)

第三十三条 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに當たつては、事実の調査をすることができる。

- 2 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聽くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

- 4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聽くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

##### (家庭裁判所調査官による事実の調査)

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

- 2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

- 3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

##### (家庭裁判所調査官の除斥)

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条及び第二十五条(忌避に関する部分を除く。)の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。

- 2 家庭裁判所調査官に於いて除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に關与することができない。

##### (事実調査部分の閲覧等)

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分(以下この条において「事実調査部分」という。)についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、そ

- の正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

- 2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合においては、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行ふことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるときに限り、その閲覧等を許可することができる。

- 2 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ

- 3 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穀を害するおそれ

- 4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

- 5 前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。



2 第二十六条第二項の規定は、前項の規定により父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した場合には、その直系卑属又はその法定代理人は、民法第七百八十七条ただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第一百二十四条第一項後段の規定は、適用しない。

(父を定めることを目的とする訴えの当事者等)

**第四十五条** 子、母、母の前婚の配偶者は、民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

3 第二十六条の規定は、前項の規定により同項各号に定める者を当該訴えの被告とする場合においてこれらの者が死亡したときについて準用する。

一 子又は母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者

二 母の前婚の配偶者

三 母の後婚の配偶者

四 母の前婚の配偶者

五 母の後婚の配偶者

六 母の前婚の配偶者

七 母の後婚の配偶者

八 母の前婚の配偶者

九 母の後婚の配偶者

十 母の前婚の配偶者

十一 母の後婚の配偶者

十二 母の前婚の配偶者

十三 母の後婚の配偶者

十四 母の前婚の配偶者

十五 母の後婚の配偶者

十六 母の前婚の配偶者

十七 母の後婚の配偶者

十八 母の前婚の配偶者

十九 母の後婚の配偶者

二十 母の前婚の配偶者

二十一 母の後婚の配偶者

二十二 母の前婚の配偶者

二十三 母の後婚の配偶者

二十四 母の前婚の配偶者

二十五 母の後婚の配偶者

二十六 母の前婚の配偶者

二十七 母の後婚の配偶者

二十八 母の前婚の配偶者

二十九 母の後婚の配偶者

三十 母の前婚の配偶者

三十一 母の後婚の配偶者

三十二 母の前婚の配偶者

三十三 母の後婚の配偶者

三十四 母の前婚の配偶者

三十五 母の後婚の配偶者

三十六 母の前婚の配偶者

三十七 母の後婚の配偶者

三十八 母の前婚の配偶者

三十九 母の後婚の配偶者

四十 母の前婚の配偶者

四十一 母の後婚の配偶者

四十二 母の前婚の配偶者

四十三 母の後婚の配偶者

四十四 母の前婚の配偶者

四十五 母の後婚の配偶者

四十六 母の前婚の配偶者

四十七 母の後婚の配偶者

四十八 母の前婚の配偶者

四十九 母の後婚の配偶者

(民事訴訟法の適用関係に関する経過措置)

**第七条** 第二十九条の規定は、新法の施行の際現に係属している人事訴訟に関する手続については、適用しない。

(附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置)

**第八条** 第二章第二節(第三十二条の規定を除く)及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係る訴訟については、適用しない。

(嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

**第九条** 新法の施行の際現に係属している嫡出否認の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継については、第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(認知の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

**第十条** 新法の施行の際現に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合の第四十二条第三項の規定の適用については、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置)

**第十二条** 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十三条** 新法の施行前にした行為に対する罰則(平成一六年六月一一日法律第一〇四号)抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第五条、第十二条、第十九条、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条、第三十条、第三十三条、第四十二条、第四十四条の三から第四十四条の五まで、第四十七条及び第五十三条並びに附則第四十一条から第四十六条まで、第四十八条及び第五十五条の規定 平成十九年四月一日

(検討)

**第三条** 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

**第七十三条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第七十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の

二 公布の日又は公布日のいずれか遅い日

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第

三十三号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

二 判決確定後の人事に関する訴えの提起に関する経過措置

**第六条** 新法の施行前に口頭弁論が終結した人事訴訟の判決が確定した後ににおける同一の身分関係についての人事に関する訴えの提起については、第二十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第五条、第八条、第十二条、第十六条、第十九条及び第二十条並びに附則第十六条から第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第五条及び第八条並びに附則第五条から第十条までの規定 平成十九年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第四条、第七条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十八条から第四十五条まで、第四十九条及び第五十条の規定 平成十九年四月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成一六年六月二三日法律第一三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一七年六月一七日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第四十条から第四十四条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則

（平成一七年六月一七日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一三年五月二日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一三年五月二日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（平成一三年五月二日法律第三六号）抄

附 則（平成二三年五月二五日法律第五三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月三日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日

二から四まで 略

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日

（その他の経過措置の政令への委任）

六 第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成二四年八月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（平成二四年一月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二五年五月三日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二七年五月二九日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第一百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規





